

Information 健康福祉課

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合「2割」が新設されています

- 令和4年10月1日から、次の①、②の両方に該当する場合は、窓口での医療費の負担割合が「2割」になります。
 - ①世帯内に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療制度の被保険者がいる。
 - ②「年金収入+その他の合計所得」の合計が、後期高齢者医療制度の被保険者が一人の世帯は200万円以上、二人以上の世帯は合計320万円以上。
- 住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯は3割負担、被保険者全員の住民税課税所得が28万円未満の世帯と住民税非課税世帯は1割負担です。

令和4年10月1日から被保険者証が新しくなっています

- 被保険者証（ふじ色）は、令和4年9月30日で有効期限を迎えているため使用できません。令和4年度は窓口負担割合の見直しがありますので、10月1日から使える被保険者証（ピンク色）を、9月中旬ごろに簡易書留にて郵送しています。
- 期限の切れた被保険者証は、誤使用や詐欺被害を防ぐため、細かく裁断して処分するか、広野町健康福祉課窓口まで返却してください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113
福島県後期高齢者医療広域連合
☎024-528-9025

Information 双葉地方広域市町村圏組合

ごみの適正な排出方法について

■「プラスチック製容器包装」ごみの分別について

プラスチック製容器包装ごみ袋の中に、生ごみや製品プラスチックなどの混入が多くみられます。分別ルールを改めてご確認ください、適切な分別収集にご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

プラスチック製容器包装ごみとなるもの

商品を入れたり包んでいる容器や包装物、ペットボトルなどのキャップやラベル、発泡スチロールなどで、プラスチック容器包装のリサイクルマーク（♻️）が付いているものです。汚れているものは水で流すなどし、付着物の残っているものは燃えるごみに出してください。

プラスチック製容器包装ごみとならないもの

プラスチック製容器包装ごみに汚れが付着しているもの。特に生ごみが混入されていると袋内のごみにも付着し、袋内の他のごみもリサイクルできなくなってしまいます。ハンガーやバケツ、ごみ箱などプラスチック製品（固いプラスチック）のもの。これらのごみは燃えるごみで捨ててください。

■避難先でのごみの直接持込について

避難先である市町村のごみ処理施設に家庭ごみを直接持ち込む場合、お住まいの住所などの確認が必要となる場合があります。身分証の住所などが変更されていない場合など、別の書類などが必要となる場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

■事業系ごみの処理について（事業者の方へのお願い）

事業所や商店などから排出される紙ごみ、弁当容器、カン、ビン、ペットボトルなどについては、事業系一般廃棄物となり、ごみステーションに捨てることはできません。ごみステーションに廃棄した場合、不法投棄となりますので、事業者の方が直接衛生センターに持ち込むか、双葉郡内の一般廃棄物運搬許可を有する業者に依頼し、ごみを適正に処理してください。

問 双葉地方広域市町村圏組合
環境衛生課
☎0240-22-3333



Information 町民税務課

マイナンバーカードの申請について

カードの申請方法は
こちら→



マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書として使用することができるカードです。

■カードの申請方法

スマートフォンや郵便、パソコンや証明写真機からも申請が可能です。

役場窓口において申請をお手伝いします！

また、申請に必要な顔写真も無料で撮影を行っています！



■カード申請に必要なもの

- ①申請書 国から送付されている「個人番号カード交付申請書」をお持ちの方はご持参ください。申請書がなくても手続きは可能です。
- ②本人確認書類 運転免許証や健康保険証、介護保険証など。
- ③通知カード マイナンバーが記載されている緑色のカード。マイナンバーカード交付の際に回収しますが、お持ちでない方もお手続きが可能です。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方（または世帯）（※）

- ※平成26年度までに避難指示などが解除された地域
- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料（税）**
 - 令和4年度まで・・・全額減免
 - 令和5年度・・・1/2減免
 - 令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金（利用者負担）**

- 令和7年2月末まで・・・免除継続
- 令和7年3月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

ひろのどこでもe-Booksをご存知ですか？

広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「議会だより」、「東日本大震災の記録」などをパソコンやタブレット端末で見ることができます。



「ひろのどこでもe-Books」を検索

広野町ホームページで情報をいち早くお伝えします！

広野町から「お知らせ」や「まちの話題」、「イベント」などの情報をいち早くお伝えしています。ぜひご確認ください。



「広野町」を検索